

公的研究費の適正管理に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、清泉女子大学（以下「本学」という。）に所属する教職員の研究活動における公的研究費の適正な管理を行うため、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、公的研究費とは、科学研究費（以下「科研費」という。）を始めとする文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人（以下「文部科学省等」という。）から本学に配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金をいう。

(責任と体系)

第3条 本学の公的研究費を適正に運営及び管理するため、最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者を置く。

② 本学を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。最高管理責任者は、不正使用防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、これらを実施するために必要な措置を講じる。また、本条第3項及び第4項に定める統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が、責任を持って公的研究費の運営・管理が行えるよう適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

③ 最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について本学を統括する実質的な責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置き、学長より指名された副学長1名をもって充てる。統括管理責任者は、不正使用防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、本学全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

④ 公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置き、事務局長をもって充てる。コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次に掲げる業務を行う。

- 1 本学において具体的な対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する
- 2 不正使用防止を図るため、本学の公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する
- 3 本学において、構成員が、適切に公的研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する

(職務権限)

第4条 公的研究費に関する事務は総務課において担当し、第6条第2項に定める支払等については、総務課長の決裁を経ることとする。

(事務分掌)

第5条 本学事務局等は、研究者に代わり公的研究費に係る諸手続を行う。

② 公的研究費に係る事務分担は、次のとおりとする。

1 総務課

- (1) 公的研究費に関する文部科学省等との窓口業務
- (2) 公的研究費に関する申請及び報告等手続
- (3) 公的研究費に関する申請書及び報告書等の保管
- (4) 公的研究費の受領、保管、支出及び経理
- (5) 公的研究費の収支簿の作成及び管理
- (6) 公的研究費の収支に関する証拠書類の保管
- (7) その他

2 管理課

- (1) 公的研究費による設備備品の受入れ（寄付を含む。）
- (2) その他

3 図書館

- (1) 公的研究費による図書受入れ（寄付を含む。）
- (2) その他

4 上記以外に公的研究費に係る事務が発生した場合の事務分担は、その都度定める。

(執行等)

第6条 公的研究費のうち科研費の執行等にあたっては関係の事務部署間による調整のうえ、毎年度「科研費の手引き」を作成し、研究者及び関係部署に周知する。

② 科研費による物品の発注及び納品、謝金及び旅費の支払等については、「科研費の手引き」に基づいて行う。

③ 不正な取引に関与した業者については、取引停止等の処分を行うものとする。

④ 科研費以外の公的研究費の執行等については、科研費と同様に取り扱うものとする。

(コンプライアンス教育)

第7条 公的研究費の申請、使用及び管理に関わる教職員等は、不正防止対策の一環として本学が実施するコンプライアンス教育を受け、次に掲げる事項を含む誓約書を、最高管理責任者に提出しなければならない。

- 1 不正使用を行わないこと
- 2 本学の諸規程等を遵守すること
- 3 本学の諸規程に違反して不正使用をした場合は、本学、文部科学省等による処分及び法的な責任を負担すること

② 誓約書の提出がない場合には、公的研究費の申請、運営及び管理に関わることができない。

(本学内外からの相談受付)

第 8 条 事務処理及び使用に関するルール等について、学内外からの相談を受け付ける窓口を設置する。

② 受付窓口は、総務課内に設置する。

(不正使用に関する対応)

第 9 条 不正使用に関する対応については、別に定める。

(不正防止計画の推進)

第 10 条 公的研究費の不正防止計画を推進するために、防止計画推進部署を置く。

② 防止計画推進部署は、総務課とする。

③ 防止計画推進部署は、本学全体の具体的な不正防止対策を策定及び実施し、実施状況を確認する。

(内部監査)

第 11 条 内部監査については、別に定める。

(公的研究費の管理)

第 12 条 本学所属の研究代表者へ交付された公的研究費及びその他の研究機関の研究代表者から本学所属の研究分担者に配分された公的研究費の管理は、本学所属の研究代表者及び研究分担者(以下「研究者等」という。)に代わり、大学事務局等がこれを執り行う。

(設備等寄付)

第 13 条 研究者等は、固定資産及び物品管理規程で定める機器備品又は図書(以下「設備等」という。)を公的研究費において購入した場合は、購入後直ちに本学に寄付しなければならない。ただし、研究上支障が生じる場合は、文部科学省等の承認を得て、寄付を延期できる。

② 本学事務局等は、当該研究者等が他の研究機関に所属することとなる場合には、その求めに応じて、過去に寄付を受けた設備等を当該研究者等へ返還しなくてはならない。

(間接経費の受入)

第 14 条 本学は、研究者等が交付を受けた間接経費について、当該研究者等から譲渡を受け入れ、これに関する事務を行う。

② 研究者等が他の研究機関に所属する又は補助事業を廃止することとなる場合には、直接経費の残額の 30%に相当する額の間接経費を当該研究者等に返還する。

(公的研究費の使用)

第 15 条 公的研究費の使用は、文部科学省等の使用ルールを基に、原則として、本学諸規程に則り行う。

(利子の管理)

第 16 条 公的研究費における直接経費は無利子口座による管理を原則とするが、利子が生じた際には本学へ譲渡する。

(その他)

第17条 この規程に定めるもののほか、この規程を施行する際に必要な事項は、学長が定める。

附 則 1

- ① この規程は、平成27年4月1日より施行する。
- ② この規程の制定により、科学研究費補助金事務取扱内規は廃止する。